

社会福祉法人 土佐平成福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人土佐平成福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、常勤役員及び非常勤役員並びに評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員に対する報酬の範囲は、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲とする。
- 3 理事及び監事に対する報酬の範囲は、各年度の総額が25,000,000円を超えない範囲とする。
- 4 常勤役員には、常勤役員俸給表（別表1）に基づき定例役員報酬を支給する。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額決定)

第4条 当法人の常勤理事の定例報酬月額、常勤役員俸給表（別表1）を上限とする。

- 2 各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員・給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人

に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、常勤役員退職慰労金支給基準（別表2）に基づき、定例報酬月額に役員在任年数と最終役位係数を乗じた額を超えない範囲とする。

（費用）

第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 1 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別に定める職員を対象とする旅費規程に準じて出張費として支給することができる。
- 2 当法人の役員及び評議員の日当は、日当表（別表3）のとおりとする。

（公表）

第8条 当法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別表1) 常勤役員俸給表

号	月額 (円)
1	250,000 円以下
2	400,000 円以下
3	550,000 円以下
4	700,000 円以下
5	850,000 円以下
6	1,000,000 円以下
7	1,150,000 円以下

常勤役員の俸給は、第4条第2項のとおり決定する。ただし、特別な事情により、これにより難い場合には、理事長は評議員会の議を経て、常勤の役員の俸給を別に定めることができる。

- 一 理事長 7号俸以下
- 二 業務執行理事 6号俸以下
- 三 その他役員 5号俸以下

(別表2) 常勤役員退職慰労金支給基準

常勤役員の退職慰労金の額は、次の算式によって得た額を超えない範囲とする。

①退職慰労金＝退職時の報酬月額×役員在任年数×最終役位係数

②各役位別の役位係数は次のとおりとする。

役位	役位係数
理事長	3.0
業務執行理事	2.7
その他理事	2.0
その他監事	1.5

常勤役員の退職慰労金は、第6条のとおり決定する。ただし、特別な事情により、これにより難い場合には、理事長は評議員会の議を経て、常勤役員の退職慰労金を別に定めることができる。

(別表3) 日当表

理事・監事	5,000 円/1日
評議員	4,000 円/1日
常勤役員は日当を支給しないものとする	